

平成25年度4月補正予算[専決処分]の概要【上尾市】

●風しんの流行に伴い、妊婦の感染予防を一層強化し、先天性風しん症候群の発生を予防することを目的に、緊急対策として、大人の風しん予防接種費用を助成するための補正予算を編成[4月26日専決処分]。

●被接種者の利便性を考慮し、償還払いによる助成ではなく、上尾市医師会の協力によって、医療機関の窓口において接種費用から直接、助成額を差し引いた金額を支払う方法で実施。(埼玉県内で初)

(単位：千円)

◆ 一般会計（第1号）

| | | |
|---------|-------|--|
| 歳入歳出補正額 | 8,902 | 〔補正前額 55,880,000〕 〔補正後額 55,888,902〕 |
| | | |

歳入

| | | |
|------|-------|-------|
| ・繰越金 | | 8,902 |
|------|-------|-------|

歳出

| | |
|--------|-------|
| 04 衛生費 | 8,902 |
|--------|-------|

| | | |
|---------|-------|-------|
| ・予防接種事業 | | 8,902 |
|---------|-------|-------|

1 対象

先天性風しん症候群の予防を目的として、風しんの予防接種を希望する、接種日現在で上尾市に住民登録のある次のいずれかの者。ただし、風しんに罹患したことがなく、また、風しんの予防接種を受けたことがない者に限る。

- (1) 妊娠を予定又は希望している19歳以上 49歳以下の女性
- (2) 妊娠中の女性の配偶者又は児の父

2 接種ワクチン

風しん単抗原ワクチン 又は 麻しん風しん混合ワクチン

3 助成額

3,000円

※ 接種した医療機関の接種料金から3,000円を差し引いた額は自己負担

4 期間

平成25年5月1日 から 平成26年3月31日まで

5 実施医療機関

市内実施医療機関

6 予防接種申込みから接種費用助成までの流れ

- (1) 希望者は、上尾市保健センターに電話又は直接申込みを行う。
- (2) 後日、保健センターから予診票・申請書兼委任状・実施医療機関名簿等が送付される。(直接、保健センターで申込みを行う場合は、その場で交付)
- (3) 予診票等を受領した申込者は、医療機関に接種の予約を行う。
- (4) 接種当日、申込者は予診票・申請書兼委任状を医療機関に持参し接種を受ける。
- (5) 接種費用から助成額 3,000円を差し引いた額を医療機関に支払う。

※ 周知用パンフレット（別紙参照）



大人の風しんの予防接種の 助成を行っています！

昨年より成人男性を中心とした風しんの流行が続いています。

妊婦、とくに妊娠初期の女性が風しんにかかると、生まれてくる赤ちゃんが「先天性風しん症候群」という病気にかかってしまうことがあります。

そのため、上尾市では、生まれてくる赤ちゃんが、そのような病気にかからないよう、風しんワクチン 又は 麻しん風しん混合ワクチンの予防接種費用の助成を行っています。

【対象者】 接種日時点で上尾市に住民登録があり、次のいずれかに当てはまる人
(風しんにかかったことがなく、又は風しんの予防接種を受けたことがない者に限る。)
① 妊娠を予定 又は 希望している19歳以上49歳以下の女性
② 妊婦の配偶者 又は 児の父

【助成期間】 平成25年5月1日(水) から 平成26年3月31日(月) まで

【助成方法】 上尾市保健センターへ来所または電話にて申し込み

【助成額】 3,000円
※ 接種費用から3,000円を差し引いた額を医療機関にお支払いください。

【接種場所】 市内実施医療機関

【持ち物】 予診票、申請書兼委任状、保険証等



注意

- 接種する前には、必ず保健センターに来所又は電話をして、申請書等の交付を受けてください。
- 医療機関へは申請書兼委任状を必ず持参してください！！
申請書兼委任状を忘れた場合は、助成を受けることはできません。
- 風しんワクチンが不足しておりますので、医療機関に問い合わせ、ワクチンがない場合には、麻しん風しん混合ワクチンで接種してください！！



問い合わせ先
申込み先

東保健センター(25年7月より)
西保健センター

☎048-774-1414
☎048-774-1411